

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病3月号

(通巻第141号)

関西労働者安全センター 1986.3.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148 〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●若松労災裁判、全面勝訴勝ちとる	1
●労災保険法改悪阻止!	4
●地方自治体労働者の安全衛生	6
●健診だより	8
●ニューズ(前線から)	10
●安全衛生ひとくちメモ	16
●みんなでやろうストレッチ体操③	17

# 循環器系疾病、蓄積過勞で業務上に

## 若松労災裁判で原告全面勝訴かちとる

泉州労連第一警備労組組合員若松博氏の脳卒中に対する労災保険不支給処分を不服として、国（原処分庁泉大津労基署長）を相手取って闘われてきた「若松労災裁判」において二月二八日、原告全面勝訴の判決がかちとられた。労働省はその後、控訴しないことを決定し、確定判決となった。この画期的判決の要点は

「脳卒中・急性心臓死等の労災認定基準の骨格であるアクシデント（被災直前の突発事）・災害（必要不可欠）主義の否定」である。

判決文は次のように述べている。「被告のいういわゆるアクシデントの存在は、かかる業務と疾病との相

当因果関係の存否を判定するに際して考慮に入れるべき要素の一つであるとはいえても、かかるアクシデントの存在が相当因果関係認定に不可欠なものとはできない。」

### 若松裁判勝訴につづき

#### 柴田裁判の勝訴を！

まず、判決に到る、遺族・当該労働組合・弁護士との並々ならぬご努力に最大の敬意を表したい。そして、この勝訴に引き続き関西労働者安全センターが全国出稼組合連合会に協力してすすめている柴田出稼労災裁

判においてもぜひとも勝訴をかちとっていきたい。（故柴田氏の場合も、高血圧症という基礎疾病があるところに、深夜勤を含むガス管敷設工事に従事していたことによる疲労の蓄積が原因で発症した脳出血という点で、若松氏と極めて類似したケースである。死亡したのも一才ちがいの三九才であった。）

以下、今回の判決における、業務起因性の判定にあたっての事実の認定と判断をみ、現行の労災認定基準と比較し、さらに今後の問題について述べたい。

故若松氏は七五年に入社、夜間パトロール警備員として勤務していたところ、八〇年二月三日の夜十時過ぎ、業務遂行中に車内にて脳出血を発症、同二五日入院先で死亡された。享年三八才だった。被災者遺族や組合では仕事の原因としか考えられないとして労災申請したが泉大津労基署は業務外としたのである。

若松氏の仕事は、夜間、客先を車で巡回警備するというもので夜勤を常態としていた。すなわち、全部で四十二カ所を半分ずつに分け、それぞれを各一名が担当し（午後五時〜午前八時、拘束一五時間、仮眠時間〇時〜六時）、もう一名がそれら二名の仮眠時間中に四十二カ所を警備するといふもので、計三名が各パートを交替で受け持っていた。休日には、前日の午後五時〜翌日の午前八時までの実に三十九時間という長時間労働を行っていた。さらに、被災直前より合理化により、四十二カ所

を一名で、仮眠時間なしで午後五時〜午前八時までという勤務形態が導入されていたのである。

こうした過酷な深夜勤体制をベースに、十分な休憩・仮眠時間もとれず（緊急指令で起こされることも多い）、警備業務特有の精神的負担等が若松氏の健康に悪影響を与えていたのである。

判決は、日本産業衛生学会の「夜勤・交替制勤務に関する意見書」のいうところの「深夜業を含む週労働時間は四十時間、一日八時間を限度とする。拘束八時間につき連続二時間以上の仮眠休養時間、深夜業は原則として毎回一晚」等を目安に、「若松は相当過酷な勤務条件の下で長期間就労した結果、本件疾病の発症当時、睡眠不足と精神的ストレスによる肉体的、精神的疲労が蓄積していたものと認めるのが相当である。」と認定した。

一方、本人の条件として若松氏は、

本態性高血圧症という基礎疾病を有していた。ここに既に述べたような労働の悪条件が作用して脳出血発症に至ったのである。一般的に基礎疾病をもつ場合、理論的には共同原因↓労災認定という筋道は認められていても、労災認定への間口は労働行政の手でさらに狭められている。後述するように脳卒中の認定基準においてもしっかりで、その意味でも「難しい」裁判であったため、勝ち方はより徹底したものとなった。

## 粉碎された アクシデント主義

冒頭に述べたように判決は明確に認定基準のアクシデント主義を否定している。

認定基準（基発一一六号 昭和三六・二・三）において「業務に関連する突発的又はその発生状態を時間

的、場所的に明確にしうる出来ごともしくは特定の労働時間内に特に過激（質的に又は量的に）な業務に就労したことによる精神的又は肉体的負担（以下単に災害という）が当該労働者の発病前に認められること」と、「災害」の存在が不可欠として

いる。  
そして、「災害のない単なる疲労の蓄積のみでは、その結果を業務上の発病又は増悪とは認められないこと」と、蓄積疲労の位置づけについてこれまた明確に表現しているのである。つづいて「高度の高血圧症を有するものは、脳出血を自然発症する可能性が多いので顕著な業務上の出来ごとによる著しい身体的、精神的負担があったことが認められない限り、多くの例については業務上とは認められ難いこと」との考え方に立っている。

今回の判決は、そうした医学的常識からみても余りに非常識な、認定

基準の枠組みをはっきりと否定したわけで、もはや説明に多言を要しないだろう。

## 今後の動向と

### 闘いの方向

泉州労連では判決後ただちに労働省に対して「控訴するな」との要請行動を開始。三月十三日には中央総評とともに本省交渉を行った。安全センターもこれに参加した。席上、労働省は「控訴しない」と発表した。現在、労働省は認定基準の見直し作業を進めていると伝えられておりそれを踏まえた決定とも思われるが、今後予想されることは、労働省は過労死の存在は認めるにしてもケイワシや腰痛の認定基準のように、労働条件等についてきびしく、細かい判定条件を作成してくることであり、楽観は許されない。

これまでも明らかな労災を災害主義の立場から認定せず、そこを労働組合の闘いによって認定をもち取ってきた多くの例がある。そうした闘いや最近の世論が今回の判決の背景にあった。

しかし、多くの過労死ははじめから労災申請もされず、またされてもほとんどが業務外とされてきているのが現状だろう。現場の状況は以前より厳しくなってきたており、労働省は裁判に負けても、まだ基本姿勢を改めるとは一言も言っていない。

この状況を転換していくためにも若松労災裁判決を広く宣伝し、有力な武器として活用していきたい。勝訴判決を定着させるべく、事実と闘いによって、先手、先手で労働行政に迫っていくことが今我々に求められているといえよう。

## 最後

裁判で、労働省がアクシデント主義の妥当性を主張した中での一節を紹介したい。

「……ところでアクシデントの概念は、労働者の一般疾病（感冒、脳出血、胃病、ノイローゼ等）を際

限なく業務上疾病とすることがないよう妥当な限界を画する手段として重要な意味を有する。その不存在の場合まで、安易に労災給付の対象を拡大することは、事業主の負担する保険料を原資とする労災保険制度（一部国庫負担も存する。）の財産的基盤に深刻な打撃を与えることになり、厳に戒められるべきである。」

「まさに労働行政の正直な告白といえるだろう。ここには、今日の激しい合理化の進行の中にあつて、疾病の原因について労働・生活環境要因を正しく位置付けて職業病概念を確立し、被災労働者の救済・生活保障を拡大していくという姿勢はまるでない。労働者を守るのではなく、労災保険制度を事業主―資本―に迷惑をかけずに守ろうというのである。その犯罪性が司法という限られた場であるにせよ「厳に戒められた」のが今回の判決であつた。」

### 労災火職業病関連裁判傍聴案内

- ◆ 四月七日 午前十時半 此米田山稼ぎ労災火訴訟 大阪地裁八〇九号
- ◆ 四月八日 午前十時 牧野公務火災害認定訴訟 大阪地裁八〇九号
- ◆ 四月一五日 午後一時 岩佐訴訟 大阪高裁一〇〇七号
- ◆ 五月二三日 午前十時 針・灸打ち切り訴訟 大阪地裁八〇九号

# 労災保険法改悪を阻止しよう！

——法律案いよいよ国会審議 最大の山場へ——

労働省によって「法律案要綱」が提出（二月十日）されたことは先月号です。すでに報告したところであるが、去る三月一四日には閣議で決定され、いよいよ衆議院社会労働委員会での審議が開始されようとしている。

安全センターは、今回の改悪において、その焦点を「業務上外の決定にあたって、事業主に意見申し出の機会を与える」旨の制度の創設にある。この「新制度」の主旨については、これまでも機会あるごとに述べて来たように、まさに現在の労災保険制度の根幹を破壊するものとしてある。その後判明したことであるが、労働

省はこの新制度の創設にあたって、今回は真正面からの法改悪をさけ、「労働省令」（労災保険法施行規則にもりこむものと予想される）なる形をとって実施しようとしてきている。しかし、この省令にしろ、それが実施されるならば、法改悪をした場合と変わらない効力を発揮することは、この間の「労働省内部通達」の乱発による労災保険給付における全面締め付けをみれば一目瞭然である。そして、それにもまして危険なことは、今回の「意見申し出の機会を与える」旨の新制度を認めず、政府・労働省は次には本命である「事業主の不服申し

立て制度の創設」をもちだしてくることは明らかである。いわば今回の闘いは、労災保険法の「有名無実化・骨抜き化」を図ろうとする政府・資本に対する第一歩の闘いであり、決して譲歩する余地のない闘いである。

われわれはこの間、前記した改悪内容に焦点をあて、その重大性について訴え、全国の各地域センター、労働者住民医療機関連絡会議、あるいは全港湾、全林野、全山労等と連携をとりつつ、各地での闘いを展開してきている。一方では当面する国会での審議を射程に入れ、三月一九日には社会労働委員と会見し、是が

非でも改悪を阻止すべく協力を要請する予定である。そして最大の山場である四月には「事業主に意見申出の機会を与える」旨の「労働省令」の発令を阻止すべく労働省に対する反撃を組織していかねばならない。まさに急を要する闘いではあるが、この闘いの重要性を再度確認し、すべての労働組合、団体から反対の声を上げられんことを訴える。

### 労災保険法改悪案の要点

法 律 案	現 行
◆年金たる保険給付に係わる給付基礎日額について、労働者の年齢階層別の賃金実態その他の事情を考慮して労働者の年齢階層ごとに最低額及び最高額を定め、その給付基礎日額が、労働者の年齢階層に応ずる最低額を下回り又は最高額を越える場合には、当該最低額又は最高額を給付基礎日額とすること。	◇給付基礎日額の最低額及び最高額に関する規定はない（労働省令において、給付基礎日額に関する給付の種別及び労働者の年齢に関係なく一律の最低保障額（現行 3,210円）が定められているが最高額に関する規定はない。）。
◆労働者が監獄等に収容された場合は、休業補償給付を支給しないこととすること。	◇不支給とする規定はない。
◆労働者が所定労働時間の一部分のみ労働した場合休業補償給付の額は、給付基礎日額と当該労働に対して支払われる賃金との差額の 100分の60に相当する額とすること。	◇所定労働時間の一部分のみ労働した場合の休業補償給付の額についての規定はない（全部休業の場合と同様、給付基礎日額の 100分の60に相当する額とされる。）。
◆（通勤災害）労働者の通勤経路からの逸脱又は中断に関し、現行の日用品の購入等の行為と同様に取扱うものとして労働者の一定の行為であって労働省令で定めるものを加えること。 （労働省令で定める労働者の一定の行為とは学校、公共職業訓練施設等への通学等の行為）	◇通勤経路からの逸脱又は中断があった場合、当該逸脱又は中断の間及びその後は通勤としないが逸脱又は中断が日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための必要最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き通勤として取り扱う。
◆事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立の届け出を怠っていた期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、政府は当該保険給付に要する費用の全部又は、一部に相当する金額を当該事業主から徴収できるものとする。	◇事業主が保険関係の成立の届け出を怠っていた間に事故が生じた場合、事業主から保険給付に要する費用を徴収する規定はない。
その他メリット制度など（略）	

省令で定めるもの	内 容
●特別加入制度の合理化	特別加入しようとする者のうち業務歴からみてじん肺、振動障害等の職業性疾病にかかっていると考えられる者に対して健康診断書を提出させることとする。
●事業主の意見の申出	保険給付申請事案について、支給決定前に、事業主は意見の申出を書面により行うことができることとする。

けんしんだより

松浦診療所健診部

# 健診だけではなく予防体制を

「**仕事中に脳卒中であつたおれは健診三週間の  
の労作者のはなし**」

ある営業所の副責任者であつたTさんが倒れたのは、健診三週間目のことでした。仕事をしているとき、

机の上につぶせに倒れてしまわれたということ。すぐ救急車で病院に運ばれたのですが、脳卒中ということでした。安全衛生委員会の連絡であつて健診結果を見ると「要治療、月に二回定期的に受診してください」との指示。血圧値は一四〇／一二と下の数値が気になつての指示でした。Tさんは以前から高脂血症と高血圧傾向があり、二年前にも受診を勧め、さる大学付属病院へ

行ってもらつたこともあつたのですが、定期的な受診はされていなかった様でした。

この会社は、頸肩腕障害への取り組みをして八年、成果も上がり、次は成人病にと力を入れていた矢先のことでした。高血圧症、糖尿病などキチンと管理すれば恐れることのない病気も、野放し状態にしておくと、突然倒れ、本人はもちろん家族も会社も大変困つた事になつてしまいました。

私達と安全衛生委員会は、倒れる前の予防体制を作るために、その後

高血圧教室、糖尿病教室を開き、ビデオテープで正しい病気の概念を知ってもらつたり、決して怖がる必要はなく、正しい管理の大切な事を学んでもらいました。安全衛生委員にも御協力願つて本人の自覚を高めて頂かなくてはなりません。

健診をいくら立派にやつても、問題はあとのフォロー体制にあるという事を教えてくれる事例でした。

Tさんは現在リハビリ中で、右指が不自由で、ゆっくりと歩く訓練を続けておられます。医学常識で考えれば、すぐ倒れる事が予想される程の危険な数値ではなかつたのですが、大変な事になつてしまつたのでした。



# 前線か写

## 大阪

### オフコンオペレーターの

### 頸肩腕障害

### 業務上認定

前号でも報告した被災労働者Bさん(23才女性、生地商社勤務、コンピュータ端末での出入

庫伝票管理を主とする事務作業)の頸肩腕障害が申請された。現在、Bさんは通院しながら軽度な業務に復帰し頑張っている。

彼女の場合は入社七ヵ月目にして急性の頸肩腕障害

を発症したもので、その特徴は①数字キーを打つ右手

指に症状が集中、漸次、腕

・背中に拡大した ②書字

作業・電話の応対等上肢を

使用する雑用も多い ③連続作業時間が二時間以上だった等であった。

こうしたVDT作業における頸肩腕障害は、これまで四件安全センターで取り組んできている。それらの作業実態の一般性からみて

氷山の一角であることは想像に難くないので、安全センターとしてもより組織的な対応を必要であると考えている。

に続く第二波の自主健診であった。

民生局支部では前回の健診実施以降、約二年にわたって対大阪市当局交渉を含め、支部をあげて「職業病を発生させない職場づくり」を目指し闘いが行われてきた。この闘いの中で、昨年ひとつの焦点となったものが、保母の頸肩腕障害および腰痛症に関わる職業病健診の実施問題であった。当局は、八三年の支部による自主健診の結果明らかとなった保育職場における職業病多発状況を無視できず、

昨秋段階で支部の要求をうけいれ職業病健診の実施については確約してきた。しかし、その実施機関については、当局推薦と支部推薦の機関が真向から対立し、

## 大阪

### 大阪市保母自主健診 終了す

### 大阪市民生局支部

今年一月二六日より開始した大阪市職民生局支部の

職業病自主健診が三月六日に終了した。今回は八三年

職業病自主健診が三月六日に終了した。今回は八三年

ついに昨年末交渉は決裂した。その直後の支部からの要請に応え安全センターは直ちに第二次健診団を結成する予定である。

# 活発な東大阪連絡会

## サニ回例会開く

### 東大阪

出張針灸も始まる

二月二七日東大阪市労セツルメントにおいて『働く者に健康を！東大阪連絡会』第二回定例会が開催された。今回は東大阪春闘労働学校もかねて行われた。参加者は50名。今回の経験交流の担当は全通。全通河内支部の方から報告が行われた。まず、現在、全通におい

て安全衛生の点からも重要な課題である深夜勤問題について、布施分会青年部制作のスライドが上映され、今の職場の実態と取り組みの現状が報告された。

便労働者に多発しているバイク振動病を例に挙げながら、職業病とは何か、職業病が発生した場合当局側はどうか、労働組合は職業病に対していかに取り組んでいけばよいかについて話された。このあと質疑が活発に交わ

### 北摂

## 電器部品工場にできた

労働組合

## 安全点検のとり組み

大阪府茨木市の全金大阪三興支部では、春闘課題の一つとして職場の安全点検の取り組みを掲げている。同支部は、ブラウン管の部品を製作する電器メーカーの下請け会社で、データメナ労働条件の中、昨年秋季に結成した新しい労組で、約半年の経験をふまえた取り組みとして安全問題を取り上げたものである。

作業環境の問題点として

は、か性ソーダなど有害物質の扱いに関するもの、換気扇が少ないこと、高電圧下作業の問題など、すでに労組内で指摘されているものだけでも多岐にわたっている。また、健診実施などについても問題があることは明らかで総合的な点検が必要という状況である。

同支部としては、春闘の要求として、会社側に立ち入り調査を認めさせ、専門家の協力を得て安全パトロールを行う予定である。

安全センターとしても全面的に協力していきたいところである。

## 東 南

# じん肺の闘いの取りくみ

## 中心に交流

### 東南地域労災職業病調査会

二月二十五日、平野区役所会議室において第八回東南地域労災職業病問題交流会が開催され約二〇名が参加した。

まず「全金大和鋼業支部じん肺闘争の取り組み」の経験報告が近藤委員長から行われた。

取り組みのきっかけとなったのは、組合員T氏のじん肺認定闘争であった。T氏は25年間炭鉱に働き、昭和45年大和鋼業入社した。大和鋼業は熔断を主とする「粉じん職場」である。T

二月二十五日、平野区役所

会議室において第八回東南

地域労災職業病問題交流会

が開催され約二〇名が参加

した。

まず「全金大和鋼業支部

じん肺闘争の取り組み」の

経験報告が近藤委員長から

行われた。

取り組みのきっかけとな

ったのは、組合員T氏のじ

ん肺認定闘争であった。T

氏は25年間炭鉱に働き、昭

和45年大和鋼業入社した。

大和鋼業は熔断を主とする

「粉じん職場」である。T

実施することを確約させて

来ているとのことであった。

労災職業病闘争を武器にし

た効果的な取り組み方の好

例を提示しているといえる

だろう。また、センターよ

りじん肺についての補足説

明があった。

このあといつものように

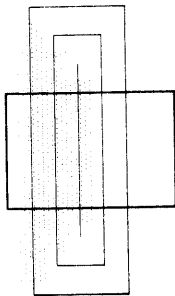
ストレッチ体操、報告、手

話教室が行われ散会した。

次回は三月二六日同所で。

テーマは「はり・きゅうの

はなし」。



# 柏原

## 一労働者の心筋梗塞死を

### きっかけに安全衛生対策

#### 強化へ

全金 金光産業支部

全金金光産業支部（大阪 柏原市）では、現在、職場

の粉じん問題等の安全衛生

への取り組みを強化しよう

としている。

これは、職場が鋳物加工

で粉じん発生職場であるた

めであるが、元従業員のK

さんのことも一つのきっか

けとなった。Kさんが本年

一月末に心筋コウソクで急

死したため調査したところ、

金光産業の鋳造部門に働い

ていた当時（K氏は昭和36

年から12年間金光産業鋳造

部門、昭和48年からは分離

して別会社となった鋳造職  
場で6年間勤務。）、一般  
健診でじん肺所見有りと診  
断されていたこと、退職後

心筋コウソク発作を起こし  
て以降心臓の治療とともに  
じん肺から来る気管支セン  
ソクの治療も並行して行っ  
ていたこと、一方、会社は  
じん肺健診・粉じん測定等  
の対策を殆ど取っていないか  
ったことなどがわかってき  
た。従って（じん肺とKさ  
んの死の関係については調  
査中であるが）、心臓病に

負担を与えていた可能性は  
否定出来ないといえるだろ  
う。このKさんの問題を踏  
まえ、支部では職歴の長い  
旧会社からの組合員も多い  
ことや現在の職場も粉じん  
発生職場であるところから  
今回の取り組みになった。  
センターとしても積極的に  
協力していくことにしてい  
る。

# 大阪

## クッキー作りひとすじ三〇年で

### 「肺繊維症」業務との関連

#### 調査開始

昭和二六年からお菓子の

クッキー作り一筋で働いて

きたTさんは、八年程前に

職場の定期健診で胸部の異

常が発見され、以来通院す

ることが多くなった。五八

年以降は入院、退院を繰り返

返し、昨年も「肺繊維症」

で二回の長期入院を繰り返  
している。

Tさんが二六年から五九

年まで三三年間続けてきた

仕事は、小麦粉をふるい、

他の材料をませあわせてク

ッキーの生地を作り、更に

粉をふるった上で生地から

型をとるといような仕事

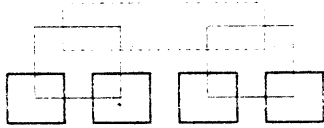
であった。機械は使わない

手作りの作業で、毎日朝五

時から文字通り粉にまみれる作業を続けてきた。

こうした業務とTさんの症状の関連について、昨年末に争議が終結した地域合同労組木村屋チェーン分会にいたことのある同僚が疑いを持ったのがきっかけで、センターに相談がもちかけられた。

今後、センターで調査を進めていく予定である。



# 大阪

被災労働者に退職勧告!!

まちづくりな対応に闘いを開始

## 東地域合同労組

(附近太材木店(平野区))

に勤めている内田さんは、八三年四月二六日、取り引き先でトラックに材木を積み込む作業をしていたとき、材木がくずれ落ち両足を骨折し、八五年八月まで休業加療(労災)していたものである。

ところが会社は、入院治療中にもかかわらず退職勧告をしてきた。そこで内田氏は東地域合同労組に加盟し、会社側の不当な勧告および労災事故に伴う会社側の責任を追及してきた。

昨年十一月より同労組の

要請に応え安全センターも団体交渉に参加してきたところであるが、会社側は一貫して不誠実な態度をみせ、二月八日には団体交渉の継

続を拒否し、そして同一五日には、大阪地裁に「債務不存在確認請求訴訟」を行ってきた。同労組は直ちに反撃を開始し、同二二日には会社門前で抗議集会をうつつとともに地労委へのあつせん申請を行った。

闘いは開始されたばかりであるが、安全センターとしても今後可能な限りの支援体制を組み、会社側を追及していきたい。

# 職業性腰痛

—その実態と対策—

500円 64頁 B5版  
労働者を悩ませる職業性腰痛症、なぜおこるのか、どうしたら防げるのか、腰のしくみから対策まであらゆる職場の労働者に勧めたい決定版  
全金安全対策委編集 中桐伸五執筆  
発行 — 全国金属労働組合

## 大阪

### 出かせぎ労働者の

### 健康管理について

### アンケート調査を実施

雇入れ健診やってない!?

本年二月二日の東京、一六日の大阪で開催された全国出稼組合連合会の両定期大会において、同組合大阪

事務所と安全センターが共同して「出稼労働者の健康管理に関するアンケート調査」を実施した。

今回の取り組みの主旨は、現在安全センターも全面協力し闘っている出稼労働者柴田久雄氏の脳卒中死についての労災訴訟に関連し、なんとか第二の柴田氏を防ぐべく、出稼先での労働者の健康管理を強化していく

今後、出稼組合および全国にある労働者住民医療機関連絡会議と連携し広範なとりくみとしていきたい。

今回の調査では主に出稼労働者の健康診断の受診状況を調べたが、出身地域の格差はありつつも、全体的に雇入れ時の健康診断を受けていない労働者が多く、これは明らかに企業側の不法行為であり、最低限の労働者の健康確保さえ行われていないという実態の一例である。他にも多くの問題点が明らかとなっている。

今回の調査をもとに、今後行政との交渉も含め、出稼労働者の生命と健康を守るために協力していきたい。

安全センターとしても、今回の調査をもとに、今後行政との交渉も含め、出稼労働者の生命と健康を守るために協力していきたい。

## 吹田

### 養護担当教職員の

### 腰痛・ケイワンアンケート

### やっぱり多発取種

吹田市教職員組合青年部では、養護担当教職員を対象として、頸肩腕障害、腰痛症に的をしばったアンケート

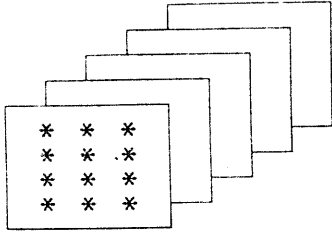
吹田市教職員組合青年部アンケート調査を実施している。養護学校教員の腰痛症については、以前より問題になり、健診実施など対策を

講じる自治体がふえているが、一般校の養護担当教職員の場合も、同様の負担のかかる職務を遂行している例が多く、訴えもめだっている状況であった。そこで、実態を正確に把握するため吹教組青年部のとりくみの一つとして行うことにしたのである。

二月上旬までの回収で、

関係教職員一四八名の回答があったが、予想通り、腰痛症の訴えの高さが目立っている。「最近一カ月の腰の痛みについて」の設問で、「いつも痛む」と「ときどき痛む」と答えた人が、全体で56%、女性だけでは64%となっており、多発職場であることを示している。

教育労働者のこの種の取り組みは、あまり行われておらず、今後の進展が期待されるところである。



## 大 阪

### テレビ番組音声担当者の

### 心筋梗塞

### 申請準備進む

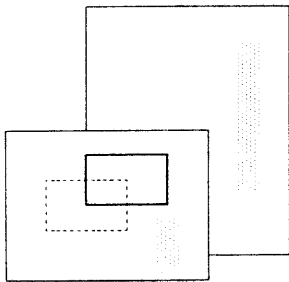
一昨年の五月末に心筋梗塞で亡くなった、NHKのテレビ番組の音声の技術担当者Nさんの労災申請の準備が進んでいる。

た、それに加えて前任者から引き継ぐデスク業務のため、風呂敷残業も多いという状態であった。

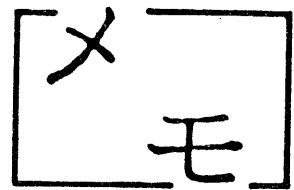
Nさんは、死亡前八ヵ月間スポーツなど大型イベント中継の責任者の一人として極めて多忙な日々を送っていた。具体的には、死亡当日まで実況中継のための計画書作り、工事打ち合わせ、点検など、出張で連日夜遅くまでの仕事が続くなど精神的緊張も含む厳しい労働実態の中にあつた。ま

死亡当日直前には、国体の準備に取りかかっており、工事内容の問題など、精神的負担は極めて大きい状態であった。

日放労関西支部では、労災である可能性が強いと認め、調査を進めた上で四月下旬にも申請する予定である。



安全  
衛生



被ばく線量基準は引き下げるのが道理にかなう 

四〇年前に広島、長崎で投下された原爆の放射線量を見直す、日米合同の「原爆放射線量の評価・検討委員会」がこの三月一六、一七日に広島で開かれている。このニュースを新聞で見ても、「何をいまごろ原爆の線量評価か」と思った人もいることだろう。

どういうことかと言えば、これまで広島、長崎の原爆による影響の評価については、核実験のデータなどをもとにして算出され米国が一九六五年に発表したT65Dという数値がある。しかし、このもともなったデ

ータは米国の軍事機密のため詳しい事はわからないまま最も有力な数値として決定版となっていた。ところが一九七六年に軍事機密とされてきたデータの一部が明らかにされ、米ロス・アラモス研究所で新たにコンピュータで再計算を試みたところ、大幅に異なる結果が出て来たのである。

違いの内容は、今回の会議で日米が合意した数値DS86では次のようになっている。

①広島型原爆の出力はT65Dより二割大きい一五キロトンの爆発の高さは

三キロ高い地上五八〇メートル爆発位置はT65Dでの地点より東北方向へ約一五キロずれる②爆心から約二キロの地点で、中性子線量はT65Dの十分の一、逆にガンマ線量は四倍③ガンマ線の日本家屋透過率は広島、長崎ともに半減④長崎型原爆については、透過率以外はほぼ従来通り

この結果、これまで原爆の放射線被害の主要因は中性子線という定説がゆらぎ、長崎より広島の被爆者に白血病が多く発生したのは、中性子線の量の差によるものという説明が成り立たなくなったのである。

さて、労働安全衛生の問題を考える上でこの問題の意味は極めて大きい。原子力発電所や病院など放射線にさらされる職場で働く労働者の労働環境については、被曝線量の限度や健診の実施など様々な規制が法令で定められている。例えば、被曝の限度は三ヶ月に三レム以内とか、全ての作業従事者は三ヶ月に一回の定

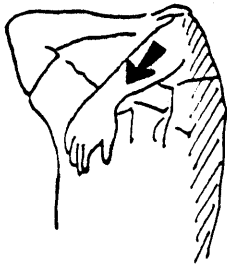




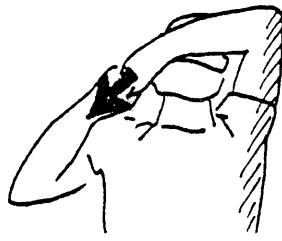
# みんなであらう

## ③ ストレッチ体操

(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室 油田 健一



慣れてきたら肘をつかんで引く



頭の後ろで肘を曲げ手首を引く

肩が張っているなあ、硬くなっているなあと思うことはありませんか。特に、片方だけやたらと硬くなっているというようないことはありませんか。そういうときに腕や肩をほぐす、歩きながらでもできるストレッチ体操をやってみましょう。

まず両足を肩幅に開いて立ちます。右腕を上にあげ肘をまげ手首が頭の後ろにくるようにします。そしてそ

の手首を左手で10秒から30秒引き続けます。もちろん反対側も。

かかとからおろすように、ゆっくりと歩きながらするのもよいでしょう。

気をつけることは、・・・

①下を見ないで前を見ること。

②腰を曲げたり前かがみにならないこと。

③伸ばされている腕は力を抜くこと。

④柔らかくしようと急激に力を入れたりしないこと。

ストレッチ体操四つの注意

① けっして痛みをこらえたり、無理をしない。

② 自分の柔軟性に合わせて、ゆっくりする。

③ 自然な呼吸法で、となりの人と話しながら楽な気持ちで。

④ 笑顔で10〜30秒間ひとつの体操を続ける。

# 二月の新聞記事から

二・三

北炭幌内炭鉱で崩落事故があり、一人が土砂の下敷になり死亡（北海道）

二・二二

大阪府は全国に先駆け、結核やぜんそく患者のりハビリ治療を府立羽曳野病院で四月から実施

放射線審議会が、一般人の年間許容被ばく量を、これまで五〇〇ミリレムから一〇〇ミリレムに引き下げの方針をだした。これは昨年国際放射線防護委員会が出した声明に基づくもの

二・八

警備保障会社を一週間前に解雇された元ガードマンが、十階から飛び降り自殺（西宮）

二・二二

大阪市は、公害病認定患者の死亡時に支給してきた公害病患者遺族見舞金を新年度から打ち切ることを見定

二・一二

伊豆・熱川温泉の旅館から出火、木造三階建が全焼 二四人が焼死（静岡）

二・二四

台湾で日本人観光客をのせたバスがガケに転落、五人死亡 八人が重傷

アパートで火事があり二階建て全焼 五人が焼死。一階の各部屋には防犯用の鉄格子があり逃げる妨げになった（大阪）

二・二七

名神高速道路梶原第二トンネル内で、計七台の車が相次ぎ追突 四人が負傷（高槻）

二・一三

七四年の北海道ガス連続中毒死傷事件で、札幌地裁は企業犯罪として会社側の監督責任を明らかにし全員に有罪判決を出した

二・二八

店舗兼住宅で深夜火事があり八人死亡、二人重傷 新材の炎上で一酸化炭素中毒死とみられる（大阪）

二・一四

宗教行事の参列者を乗せた団体列車が、国鉄駅構内で入れ替え中に衝突事故をおこし、三八人が重傷（長野）

二・二八

環境庁の地下水汚染実態調査で、発がん性の有機塩素系溶剤トリクロロエチレン類が、全国各地の井戸水から検出された

二・一七

止血用などに使われるビタミンK<sub>2</sub>剤の注射シヨック症状について、民間の研究会が溶解補助剤が原因の可能性が濃いと結論

### 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

### 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28